

茨城県立医療大学付属病院単身者用宿舎管理規程を次のように定める。

茨城県立医療大学付属病院単身者用宿舎管理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、茨城県立医療大学付属病院単身者用宿舎(以下「病院宿舎」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(平16訓令23・一部改正)

(病院宿舎)

第2条 この訓令において「病院宿舎」とは、茨城県立医療大学付属病院に勤務する単身の職員(以下「単身者」という。)の居住の用に供するため県が設置する家屋及びこれに付帯する工作物その他の物件並びにこれらの用に供する敷地をいう。

2 病院宿舎の所在地等は、[別表第1](#)に掲げるとおりとする。

(平16訓令23・一部改正)

(管理者)

第3条 病院宿舎の管理者(以下「管理者」という。)は、茨城県立医療大学の事務局長とする。

(平16訓令23・一部改正)

(借受者の資格)

第4条 病院宿舎を借りることができる者は、単身者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、単身者以外の職員も借り受けることができるものとする。

(1) 現に住宅に困窮していることが明らかな者

(2) 現に通勤に著しく不便な事情にある者

(平16訓令23・一部改正)

(借受けの申込み)

第5条 病院宿舎を借りようとする者(以下「借受申込者」という。)は、病院宿舎借受申込書([様式第1号](#))を管理者に提出しなければならない。

(借受者の選考及び承認)

第6条 管理者は、前条の申込書を受理したときは、病院宿舎の貸付けの適否を審査し、適当と認めたとときは、病院宿舎貸付承認書([様式第2号](#))を借受申込者に交付するものとする。

(平16訓令23・一部改正)

(入居又は利用開始の期日等)

第7条 前条の規定により借受の承認を受けた者(以下「借受者」という。(入居の際以外のときに駐車場の借受けの承認を受けた者を除く。以下この条において同じ。))は、承認のあった日から10日以内に入居しなければならない。

2 借受者は、入居した日から5日以内に病院宿舎入居届([様式第3号](#))管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、借受者が第1項の期間内に入居しないときは、入居の承認を取り消すことができる。

4 駐車場の利用については、入居の時から利用する場合を除き、利用承認の日から開始されるものとみなす。

(平16訓令23・平19訓令15・一部改正)

(利用料等)

第8条 病院宿舎の利用料(駐車場に係るものを除く。次項から第4項までにおいて同じ。)は、月額とし、[別表第2](#)に定める1平方メートル当たりの基準利用料に当該病院宿舎の延床面積を乗じて算出した額(その額に10円未満の端数があるときは、四捨五入の方法による。第3項において同じ。)とする。

2 駐車場の利用料は、[別表第3](#)に定める額とする。

3 入居し、若しくは利用を開始し、又は返還した日が月の中途である場合の当該月分の利用料は、次により算出した額とする。

(1) 入居し、又は利用を開始した日が月の中途である場合は、その日から起算して、当該月の末日に至るまでの期間を日割計算する。

(2) 返還した日が月の中途である場合は、当該月の初日から当該返還した日までの期間を日割計算する。

4 借受者は、当該月分の利用料を毎月末日(その日が[茨城県の休日](#)を定める条例([平成元年茨城県条例第7号](#))[第1条第1項](#)に規定する県の休日)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い県の休日でない日)までに納入しなければならない。

(平16訓令23・平19訓令15・一部改正)

(借受者の保管義務等)

第9条 借受者は、病院宿舎の使用に当たっては、必要な注意を払い、これを正常な状態において維持しなければならない。

- 2 借受者は、故意又は過失によって病院宿舎の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。
- 3 知事は、前項の場合において特別の事情があると認めるときは、原状の回復又は損害の賠償の義務の全部若しくは一部を免除することができる。
(平16訓令23・一部改正)

(使用の制限)

第10条 借受者は、病院宿舎に他の者を同居させることはできない。
(平16訓令23・一部改正)

(増改築等の禁止)

第11条 借受者は、病院宿舎の増改築、模様替え又は工作物の設置をすることはできない。
(平16訓令23・一部改正)

(費用負担)

第12条 病院宿舎の補修等に要する費用のうち、別表第4左欄の設備に係る同表右欄に定める項目について借受者が負担する。

2 前項に定めるもののほか、次に掲げる費用は、借受者の負担とする。

- (1) 電気、ガス及び水道の使用料
- (2) し尿及びじんかいの処理に要する費用
- (3) 共同施設の使用に要する費用
- (4) その他借受者が通常負担しなければならない費用
(平16訓令23・平19訓令15・一部改正)

(返還命令)

第13条 管理者は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該借受者に対し、病院宿舎の返還を求めることができる。

- (1) 不正な行為によって入居したことが判明したとき。
- (2) 正当な事由によらないで利用料を3月以上滞納したとき。
- (3) 第9条から第11条までの規定に違反したとき。
(平16訓令23・一部改正)

(返還期限)

第14条 借受者は、次の各号のいずれかに該当する事由を生じたときは、当該事由が生じた日から30日以内に病院宿舎を返還しなければならない。

- (1) 第4条に規定する借受者としての資格を失ったとき。
- (2) 前条の規定により管理者から返還を求められたとき。

(返還手続)

第15条 借受者は、病院宿舎を返還しようとするときは、その5日前までに病院宿舎返還届(様式第4号)を管理者に提出し、当該病院宿舎の検査を受けなければならない。
(平16訓令23・一部改正)

(過納額の返還)

第16条 病院宿舎を返還した場合において過納となった利用料があるときは、これを返還する。
(平16訓令23・一部改正)

(検査等)

第17条 管理者は、病院宿舎の管理上必要があると認めるときは、その指名した者に随時病院宿舎の検査をさせ、又は借受者に対し適当な指示をさせることができる。
(平16訓令23・一部改正)

(委任)

第18条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則(平成16年訓令第23号)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日から平成19年3月31日までの間における病院宿舎の利用料は、この訓令による改正後の茨城県立医療大学附属病院単身者用宿舎管理規程(以下「改正後の規程」という。)第8条の規定により算定される病院宿舎の利用料(以下「改正後の利用料」という。)がこの訓令による改正前の茨城県立医療大学附属病院単身者用宿舎管理規程第8条の規定により算定される病院宿舎の利用料を超える場合には、改正後の規程第8条の規定にかかわらず、改正後の利用料から当該超える額の2分の1に相当する額を控除した金額とする。

付 則(平成19年訓令第15号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1(第2条第2項)

所在地	稲敷郡阿見町荒川沖字鶉野1700番地の4
-----	----------------------

構造等	RC造24室，8畳1K
各室の面積	25.08m ²

別表第2(第8条第1項)
(平16訓令23・平19訓令15・一部改正)

経過年数	1平方メートル当たりの基準利用料(月額)
5年未満	414円
5年以上 10年未満	347円
10年以上 15年未満	295円
15年以上 20年未満	254円
20年以上 25年未満	221円
25年以上 30年未満	196円
30年以上	176円

(注) 経過年数は、毎年4月1日現在をもって決定するものとする。この場合において、6月を超える分は、1年に切り上げる。

別表第3(第8条第2項)
(平19訓令15・追加)

駐車場の種類	1台当たりの利用料(月額)
1 アスファルト等により舗装された区画(砕石敷の区画を除く。以下「舗装駐車場」という。)のうち知事が別に指定する部分	2,410円
2 アスファルト等による舗装がされていない区画(砕石敷の区画を含む。以下「未舗装駐車場」という。)のうち知事が別に指定する部分	1,210円
3 舗装駐車場のうち狭小な区画で知事が別に指定する部分	1,610円
4 未舗装駐車場のうち狭小な区画で知事が別に指定する部分	800円

別表第4(第12条第1項)
(平19訓令15・旧別表第3繰下・一部改正)

区分	項目
給排水設備	(1) 室内配管の凍結による事故修理 (2) 水道蛇口の修理及び取替え (3) 配管(汚水管、炊事、洗濯等の雑排水管及び給排水管)詰まりの修繕 (4) 洗面台の修理及び栓、鎖等の取替え (5) 流し台の修理
ガス設備	ガス器具の付属品(コック、ガスレンジ等)の修理
電気設備	蛍光灯の設置及び取替え

様式第1号(第5条)
(平19訓令15・一部改正)

受付印

病院宿舍借受申込書

年 月 日

管理者 殿		申込者 住所	
		所属	
		職氏名	
申込種別	(該当するものに○印を付けてください。)		
	1 病院宿舎		2 駐車場のみ(既入居者)
	駐車場利用希望台数		台
現在の通勤距離	キロメートル	通勤所要時間 時間 分	通勤方法
借受申込みの理由			
承認	理由		
不承認			
承認番号	号		

様式第2号(第6条)
(平16訓令23・平19訓令15・一部改正)

病院宿舎貸付承認書

年 月 日
殿
管理者 職氏名
印
貴殿から申込みのあった病院宿舎の借受けのことにについて下記により承認する。
なお、借受に当たっては、茨城県立医療大学付属病院単身者用宿舎管理規程を遵守されたい。

記	
承認する室番号	
承認する駐車場位置	
承認年月日	年 月 日

様式第3号(第7条第2項)

病院宿舎入居届

年 月 日	
管理者 殿	所属 職氏名
下記のとおり入居しました。	
記	
室番号	入居
第 号室	年 月 日

様式第4号(第15条)
(平16訓令23・平19訓令15・一部改正)

受付印

病院宿舎返還届

年 月 日	
管理者 殿	所属 職氏名
病院宿舎を下記のとおり返還します。	

記

室番号	第 号室	返還予定
駐車場位置		年 月 日
検査表		
立会検査者		印
き損個所の有無		
滅失物品の有無		
清掃その他の返還後の住宅状況		
返還完了日		